

宮城県物品調達等に係る
資格制限情報

令和8年5月25日現在

| 業者名 | 制限期間 | 資格制限事由 | |
|-------------------------------------|------------------------|---------------------------------|--|
| (株)大林組 | 令和8年5月25日 ~ 令和8年6月24日 | 別表2 資格制限要件14(1) (不正又は不誠実な行為) | 当該業者及びその使用人2名は、当該業者を代表とする共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関して、諏訪労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日付けで諏訪簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたもの。 |
| (株)東日本宇佐美 エネクスフリース(株) (株)キタセキ | 令和8年5月25日 ~ 令和9年9月24日 | 別表2 資格制限要件4(3) (独占禁止法違反行為) | 当該業者らは、東京都における運送業者等に軽油を販売する業務に関し、他の事業者らと共謀し、販売価格の引き上げる旨を合意するなどして、本件対象商品の販売に関し、相互にその事業活動を拘束することにより、公共の利益に反して、本件対象商品の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限したことから、令和8年4月17日付けで公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する犯罪があったとして刑事告発され、同日付けで東京地方検察庁から起訴されたもの。 |
| スバル興業(株) 日本ハイウェイ・サービス(株) | 令和8年5月25日 ~ 令和8年11月24日 | 別表2 資格制限要件4(3) (独占禁止法違反行為) | 当該業者らは、遅くとも平成29年5月から首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に関する入札等において、受注機会の確保を図るため、当該業者らを含む5者で共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和8年4月22日付けで公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する事業者として公表されたもの。 |
| (株)クリーン工房 | 令和8年5月25日 ~ 令和8年7月24日 | 別表2 資格制限要件15 (不正又は不誠実な行為) | 当該業者の代表取締役(事件当時)は、令和8年2月1日に投開票された川口市長選で、特定の候補者を当選させる目的で自社の従業員に現金を渡したとして、令和8年3月9日に公職選挙法違反の疑いで逮捕され、令和8年3月27日付けでさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたもの。 |
| (株)ジェイアール東日本企画 | 令和8年4月1日 ~ 令和8年9月30日 | 別表2 資格制限要件14(3) (不正又は不誠実な行為) | 当該業者は、本県(富県宮城推進室・商工金融課・中小企業支援室)が令和3年度から令和5年度に交付したコロナ臨時交付金を財源とする7事業14件の補助金に関して、本県以外の事業にも従事した時間や実際は事業に従事していない社員の従事時間を補助対象経費である人件費に計上することにより、過大に補助金を請求し交付を受けたもの。 |
| (株)ロジコムコミュニケーションズ | 令和8年4月1日 ~ 令和8年6月30日 | 別表1 資格制限要件6 (契約不締結) | 当該業者は、本県(宮城県大河原警察署)発注の「自家用電気工作物保守点検業務」のオープンカウンター方式による見積合わせにおいて、見積決定後に案件を誤って入札していたことが判明し、契約を辞退したもの。 |
| (株)東日本宇佐美 | 令和7年12月3日 ~ 令和8年8月2日 | 別表2 資格制限要件4(3) (独占禁止法違反行為) | 当該業者は、長野県石油商業組合北信支部が支部員の販売する特定揮発油の販売価格等を決定し、支部員に販売価格の改定を実施させることで、当該販売分野における競争を実質的に制限していたことについて、同支部が令和7年11月26日付けで公正取引委員会から独占禁止法第8条に違反する事業者として認定されたことに伴い、当該違反行為を実行していた支部員として課徴金納付命令を受けたもの。 |